

平成 21 年 12 月 11 日

お客様 各位

JU広島
流通委員長 二村 義春

お知らせ

クレーム規程 第4条22項、年式・グレード違いの取り扱い変更について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、JU 広島オートオークションをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて標記の件ですが、クレーム規程、年式・グレードの取り扱いを下記の通り変更しますのでご案内申し上げます。

今後とも JU 広島をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

《変更前》

記

22. 年式・グレード違いは JU 広島より書類発送後 7 日以内とする。尚、年式・グレード・型式・排気量違いは、無条件キャンセルを基本とする。但し、落札店が特別に認め（出品店と合意が出来た）た場合に限り、値引対応も可とする。キャンセルの場合キャンセルペナルティは年式違いの場合に発生する。グレード違いの場合キャンセルペナルティは発生しない。陸送費は出品店負担とする。（加修費は認めない）



変更箇所

年式違い（出品票記載の年式が高年式の場合は受付、低年式の場合は受付けない。）
グレード違い 上級グレード、商品価値が上がるものは受付けない。

《変更後》

22. 記載事項相違

年式違い（出品票記載の年式が高年式の場合は受付、低年式の場合は受付けない。）
「例：出品票 16 年式 現車 15 年式、受付る、出品票 16 年式 現車 17 年式、受付ない」
型式・排気量違いは受付ける。

グレード違い（準・限定・パッケージ車含む）は受付ける。

出品票記載のグレードより現車が上級グレード・商品価値が上がるものは受付けない。
但し、オークション流通相場が著しく逆転している場合はJU広島判断とする。

上記 の受付けは JU 広島より書類発送後 7 日以内とする。尚、年式・グレード・型式・排気量違いは、無条件キャンセルを基本とする。但し、落札店が特別に認め「出品店と合意が出来た」場合に限り、値引対応も可とする。キャンセルの場合キャンセルペナルティは年式違いの場合に発生する。グレード・型式・排気量違いの場合キャンセルペナルティは発生しない。陸送費は出品店負担とする。（加修費は認めない）

上記は平成 21 年 12 月 17 日 第 1269 回 AA より運用開始いたします。

以上

評価点判定基準の変更案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題につきまして下記の通り変更いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

【変更点】平成21年 1月 8日(木)AAより運用開始いたします。

● 0点、改1、改R点を廃止いたします。但し、改造内容は従来通り出品店申告義務です。
● 冠水車、消火剤散布歴跡等は上限1点とします。
● 走行距離制限 5点 50,000km未満、4.5点 100,000km未満、4点 150,000km未満
● 特殊車輛等の評価の困難なものをX点とします。
● 色替え車（元色と異なる全塗装の場合）評価点上限4点とします。
● 走行不明車、メーター改ざん車は評価点上限3.5点とします。

【新、評価点判定基準】

点	走行距離	内装補助評価	内外装の程度
S点	10,000km未満	A以上	ほとんど無傷、無補修であるもの。《初年度登録経過月数12ヶ月まで。》
6点	30,000km未満	同上	ほとんど無傷、無補修で加修の必要がなくエンジンおよび足回りが良好であること。《初年度登録経過月数36ヶ月まで。》
5点	50,000km未満	同上	目立たない傷、へコミがあるが内外装ともほとんど加修の必要がないもの。エンジンおよび足回りが良好であること。
4.5点	100,000km未満	B以上	内外装とも軽微な補修をすることにより5点に準ずるもの、
4点	150,000km未満	C以上	目立つ傷、へコミみ、錆、焦げ、破れが少々あり、加修が必要と思われるもの。
3.5点		D以上	大小の板金や加修を必要とする箇所が数ヶ所あるもの。 コアサポート、リアフェンダー、サイドシル、エンドパネル等の溶接交換車両。 多数の焦げ穴、破れ等があるもの。
3点		E以上	全補修、交換、張り替えを必要とするもの。
2点			商品価値の低いもの、粗悪車。
1点			冠水歴車、消化剤散布歴跡
R点			修復歴車
RA点			軽微な修復歴車
X点			特殊車輛等の評価の困難なもの

【新、内装補助評価基準】

点	評価基準
A	加修の必要性がない、または必要性の低いもの、《目立たない小さな破れ、軽い焦げ、または簡単に取れる汚れ等が数ヶ所あるもの》
B	軽微な加修を必要とするもの、《破れ、焦げ穴、擦れ、ビス穴が数ヶ所、ダッシュボードのウキがあるもの。》
C	加修を必要とするもの、または不具合内容が商品価値を下げるもの、《破れ、焦げ穴、擦れ、目立つビス穴、ダッシュボードのウキ、ヒビ割れ等が多数あり全体に汚れがあるもの。》
D	大きな加修を必要とするもの、《多数の焦げ穴、破れ等、ダッシュボードの変形したもの。》
E	全体に大きな加修を必要とするもの、《ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや、加工跡、内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはへタリ等、室内に強い異臭があるもの。》

平成 19 年 4 月 6 日

J U 広島会員 各位

J U 広島

広島県中古自動車販売商工組合

理事長 上松 倉人

流通委員長 上田 純二

残存車・L P C (ロープライスコーナー) 落札車について

表題の件につき、次回 4 月 12 日 (木) のオートオークション終了後から、下記の通り規約 (ルール) 変更を行いますので事前にご案内申し上げます。会員のみなさま方におかれましては、何卒事情ご賢察のうえ、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 . 残存車について

J U 広島が有料駐車場を利用しているため、毎週月曜日以降 J U 広島オークション会場に残っている、再出品されない残存 (落札、流札) 車については、誠に勝手ながら、一日一台当り 1,000 円の駐車場料を「精算書」にて請求させていただきます。

2 . L P C (ロープライスコーナー) 出品料について

L P C の車を落札され、その車を次回再出品される場合に限り、一台当り 3,000 円の出品料を請求させていただきます。

以上

重要

至急

平成18年2月吉日

お客様 各位

お知らせ 自動車税の取り扱いについて

地方税法改正に伴い、平成18年度から自動車税の取り扱いが変わります。(他県からの転入時の月割計算が廃止されます)これに伴いJU広島は現在の商習慣を踏まえ、下記のとおり自動車税を取り扱うことと致しましたのでご確認ください。

なお、本取り扱いは18年3月オークション開催分から運用いたしますので、予めご承知置きください。詳細につきましては後日お送り致します。

記

1. 自動車税の取り扱い

(1) 自動車税相当額の預託制度の新設

成約車輛がナンバー付の場合は、落札店から自動車税の年度額相当金額を「JU広島」が預かり、登録結果により月割りで精算いたします。

(2) 預託金の精算

従来と異なり、オークション開催月までは出品店の負担とし、翌月分から落札店負担とします。

(3) 精算

移転、抹消登録等、登録済みを確認し、月割りで精算します。

ただし、同年度内に移転、抹消登録をした場合は、抹消した月の翌月5日までにJU広島へ抹消登録を明らかにする書類を提出する事が必要です。

2. 還付金請求権譲渡証(以下「還付書類」という)

(1) 還付書類の提出

県内外を問わず、全て提出して頂きます。また、落札店は予め還付書類が有効かどうか、必ず確認してください。

(2) 還付書類の差し替え

出品店は、落札店から差し替えを求められた場合は、JU広島に書類が届いた日から7日以内に差し替えていただきます。

3. 納税証明書の取り扱い

年度内に車検が切れる場合は、出品店は納税証明書を添付する事を基本とします。

落札店から請求があった場合は、出品店は請求の日から7日以内に提出するものと致します。ただし、7日以内に提出が出来ない場合はペナルティとして1万を課すこととします。(以降1日につき1,000円)

4. その他 普通車の名義変更保証料は廃止いたします。(軽自動車は従来どおりです)

以上

JU広島 事務局

JU 広島オートオークション規則

第1章 総則

第1条《目的》

この規約は、広島県中古自動車販売商工組合（以下、JU 広島という）が主催する中古自動車のオークションの運営基本事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車流通機構の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立し、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第2条《JU 広島運営細則》

この規約は、JU 中販連オートオークション規約及び JU 中四連オートオークション規程に基づき JU 広島が定めたものである。

第3条《参加資格》

JU 広島オートオークションに参加しようとする者は、古物商の許可を得、且つ、次の各号の何れかに該当しなくてはならない。

1. JU 広島オートオークションに参加しようとする者は当商組に正規会員として入会し、又、JU 中販連にメンバー登録を行っている者。
2. JU 広島が特別に参加を認めた者。
3. 各県の商組の正会員である者。

第4条《オークションの方法》

JU 広島オートオークションにおける出品、成約等の全ての取引は、ポス&コンピュータシステムによって処理されるものとし、会員はこのシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

第5条《落札及び落札価格の決定》

落札の決定は落札コールサインが点灯した時とし、その入札価格で入札者と出品者との間で成立したものとする。

第2章 会員登録

第6条《会員の種類》

JU 広島の場合は正会員、準会員、特別会員（ディーラー・パス）とする。

第7条《正会員登録》

下記の要件を満たす者で、JU 広島と会員契約を締結した者とする。

- 1.古物許可証の所有者で、2年以上経過した者。
- 2.自動車業界における信用が有る者。且つ、経営能力が充分認められる者で、経営経験が2年以上とする。
- 3.中古自動車販売整備業務の経験が3年以上で自社の展示場を有する者。尚、自社の展示場がなく整備工場のみの場合は、認証工場であること。
- 4.過去3年間、取引上の問題について他人に迷惑を及ぼすような行為の無かった者。
- 5.JU 広島の事業に対し、積極的な協力性を有する者。
- 6.その他、JU 広島が要求する必要書類を提出する事。

第8条《準会員登録》

第7条に準ずる。

第9条《特別会員》

JU 広島が第7条に準じ、特別に認めた会員で各号に該当するもの。

- 1.JU 広島の組合員又は中販連の会員以外の者。
- 2.県内に本店を置く中古自動車販売事業者。
- 3.他の都道府県に本店を置く中古事業者であって本店所在地の商組より承認を得た者。
- 4.特別会員の入会規約は別に規則をもって定める。

第10条《登録期間》

- 1.正会員の登録有効期間は2年間とする。
- 2.準会員、特別会員の登録有効期間は1年間とする。

第11条《登録期間の更新》

- 1.正会員はJU 中販連メンバー登録を2年毎に更新する。
- 2.準会員、特別会員は当事者双方の何れからも異議申し立てのない場合には登録契約はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 12 条《登録加入金及び登録保証金》

1. JU 広島に入会契約を締結した者は、登録加入金、又は、登録保証金を支払わなければならない。(登録保証金は預託)
2. 登録加入金及び登録保証金の金額は別途定める。
3. 登録保証金には利息は付さない。

第 13 条《メンバーズカード》

1. JU 広島に入会契約を締結した会員に対しメンバーカードを交付する。
2. 会員は JU 広島オートオークションに入場及び参加する場合にはメンバーカードを着用しなければならない。

第 14 条《ポスカード》

1. JU 広島は登録を締結した会員に対しポスカードを交付する。
2. 会員は JU 広島オートオークションに参加する場合は、当日に事務局受付においてポスカード登録をしなければならない。
3. ポスカードの管理責任は会員にあるものとする。当該ポスカードによるトラブル(パイヤー席に不在時落札等)は、当該ポスカードの会員が責任を負うものとする。

第 15 条《メンバーカード及びポスカードの紛失・破損》

1. メンバーカード及びポスカードの紛失・破損、又は盗難にあった場合、再発行料として、金 3,000 円を徴収します。
2. 前項によって生ずる一切の責任は、当該会員が負担するものとします。

第 3 章 会員の権利義務

第 16 条《会員の権利》

会員は JU 広島オートオークションに車輛を出品し、又はオークションにおいて車輛を落札することができる。

第 17 条《会員の権利の制限》

1. JU 広島は、必要に応じて個々の会員の参加、出品、落札、及び落札額を制限できるものとする。
2. 会員が車輛代金等の支払いを遅延した場合は、遅延が解消する間はオークションにおいて出品車輛を落札する権利を有しないものとする。

第 18 条《会員の義務》

1. 会員は、本規則および、これに付随する諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員及び連帯保証人は、JU 広島 AA 規約に関する(客観的な)取引事実に基づく情報が、JU 広島の提携する AA 会場に(おける当該 AA 会場が定める期間)登録されること、並びに提携先 AA 会場における取引事実に基づく情報を、JU 広島が利用することに同意する。

第 19 条《禁止行為》

会員は、以下に定める行為をしてはならない。

1. 名義貸しによる出品・落札、ポスカードの貸与・ポス端末機の代行操作等の行為。
2. 会員以外の者を伴ってオークション会場に入場すること。
3. 出品車輛のセリ前後の直接商談。
4. 関係者以外の事務局、調整室へのみだりな立ち入り。
5. 「出品車」を出品店自らセリ参加する行為。又は、それに類似する行為。
6. JU 広島内での放歌高吟、暴言暴行等の市場秩序を乱す行為。
7. 落札車輛及び名義変更書類等に対する、ユーザーへの直接の問い合わせ。
8. その他本規則に違反する行為をなすこと。

第 20 条《罰則》

会員が本規則その他 JU 広島が別に定める規則に違反したときは、JU 広島は当該会員に対してその違反の程度に応じて下記の罰則を課す事が出来る。

1. ペナルティーの支払い。
2. 退場。
3. オークションへの参加停止。
4. 除名。

第 21 条《登録契約の解除》

会員が下記の 1 項に該当した場合には、JU 広島は催告をせず登録契約を解除する事ができる。

1. オークション取引上の債務につき支払い義務を怠ったとき。
2. 会員が破産、和議、会社更生法の申し立てを受けた時。又は、申し立てした時。
3. 会員が、手形、小切手を不渡りとし、その他一般の支払いを停止したとき。
4. 本規則及び、JU 広島が定める規則に違反したとき。
5. その他、JU 広島会員として相応しくない行為があったとき。
6. 本人から申告があったとき。
7. 会員は、前項の登録契約の解除に対して異議の申し立てをしないものとし、解約と同時にオークション参加登録(いわゆるメンバー登録)を抹消する。

第4章 手数料

第22条《手数料》

1. 会員がJU 広島オートオークションに車輛を出品し又はオークションにおいて車輛を落札した時は、JU 広島に対して手数料を支払わなければならない。
2. 手数料の種類、金額、支払い期日、その他の内容は別に規則をもって定める。

第5章 出品・落札

第23条《出品》

会員は、次条以下に定めるところに従いJU 広島オートオークションに車輛を出品する事が出来る。ただし、JU 広島は必要に応じて出品車輛の台数、車名、年式、型式を制限する事が出来る。

第24条《出品店義務》

1. 会員は出品に先立ち出品する車輛の検査、点検を行いその品質性能、瑕疵、車歴、仕様等の必要事項をJU 広島に誠実に申告しなければならない。
2. 車輛搬入は、JU 広島の指示に従い定めた出品時間を厳守する事。また、所定の出品申込書に必要事項を記入し搬入時に提出する事。

第25条《出品車輛基準》

出品車は下記の基準に適合したものでなければならない。但し、JU 広島の許可を得て出品する場合はこの限りでない。

- 一般走行、安全走行が出来る車輛であること。
- 走行可能なバッテリーを積載した車輛であること。
- 燃料が10リットル以上あること。
- 車輛の室内外が清掃済であること。
- 原則として自社名義の車輛であること。
- スペアタイヤ、ジャッキ、ホイールレンチを具備していること。

第26条《基準違反車輛の整備手数料》

出品車輛が前条の基準に反するためJU 広島において整備を行った場合には、出品店は整備に要した実費を負担する他、別に規則をもって定める整備手数料をJU 広島に支払なければならない。但し、JU 広島が基準違反であることを認めて出品した車輛についてはこの限りでない。

第 27 条《出品車輛搬入》

- 1.出品車輛は、オークション開催日前日の、JU 広島の定めた時間までに搬入しなければならない。
- 2.当日の出品車輛については、JU 広島の定めた時間までに搬入をしなければならない。
- 3.出品車輛の搬入は JU 広島の指定する所に駐車すること。

第 28 条《車輛の搬出》

- 1.車輛の搬出は、車輛代金の支払いが完了した後、JU 広島に対し所定の搬出券を提出して行う。
- 2.搬出期限
落札車はオークション開催日の 2 日後（通常土曜日中）までに引取るものと致します。それ以降引取りのない車輛は駐車料金（1 日 1 台 1 千円）を徴収いたします。
流札車はオークション開催日の 2 日後（通常土曜日中）までに引取るものと致します。それ以降引取りのない車輛は次回のオークションに再出品するものと致します。
- 3.搬出車の燃料は搬出店の負担とする。
- 4.出品店が所定の搬出期限までに車輛を搬出しなかった場合には、当該車輛を再出品したものとみなす。

第 29 条《車輛の登録書類》

- 1.出品店は成約車輛について登録に必要な書類を、オークション開催日を含め 9 日以内に JU 広島に提出しなければならない。
- 2.JU 広島は前記登録書類を車輛代金全額領収後、落札店に引渡す。

第 30 条《登録書類遅延の罰則》

- 1.出品店が登録に必要な書類の全部または一部の引渡しを遅延した場合には、当該出品店は、遅延日数に応じたペナルティーを落札店に支払わなければならない。
- 2.ペナルティーの額については別に規則をもって定める。

第 31 条《差替手数料》

落札店が落札車輛について引き渡された譲渡書類の全部または一部を紛失し、あるいはその効力を失効させた場合には、差替実費もしくは別に規則をもって定める差替手数料を出品店に支払わなければならない。

第 32 条《落札店の車輛確認義務》

- 1.会員は、車輛の落札にあたっては十分な下見を行い、更に落札後もクレーム申告期限内に落札車輛と出品申込書または車輛状態票との相違がないことを確認しなければならない。
- 2.クレーム申告期限については別に規則をもって定める。

第 6 章 車輦代金等の決済

第 33 条《落札店の車輦代金等の決済》

1. 落札店は、落札車輦の車輦代金、落札手数料、自動車税等をオークション開催日を含め 7 日以内に JU 広島に持参もしくは銀行振込にて支払わなければならない。
2. JU 広島は、必要に応じ落札店に対し事前通告することなく落札車輦の車輦代金精算後搬出を通知することができる。
3. 落札車輦の所有権は、落札店が第 1 項により落札代金を支払ったときに落札店に移転するものとする。

第 34 条《出品店に対する成約車輦代金の支払い》

1. 出品店に対する成約車輦代金、自動車税等の支払いは、当該出品店に係る成約車輦全部の移転登録に必要な書類が JU 広島に引渡された日の翌日に JU 広島においておこなう。
2. 出品店が、JU 広島に対して手数料、落札車輦代金その他の債務を負担している場合には、成約車輦代金の支払いの際に、当該債務と相殺して決済することが出来る。

第 35 条《名義変更保証料》

軽自動車のナンバープレート付落札車輦 1 台につき 10,000 円の名義変更保証料を、JU 広島に支払うものとする。

(* 車検切れでナンバー付車輦も含む)

第 36 条《自動車税》

1. 落札された車輦の自動車税相当額はオークション開催日の当月までは出品店負担とし、翌月よりの自動車税は落札店負担とする。
2. 軽自動車の自動車税については、年 1 回のためオークション開催年度分を出品店が負担するものとする。そのため、3 月開催で翌 4 月名義変更分については、名義変更保証金のうち新年度自動車相当額を出品店に支払い、その残額を落札店に返還するものとする。

第 37 条《車輦代金遅延》

1. 代金決済がオークション開催日より 10 日以上遅れたときは、1 日につき 1 件あたり 1,000 円の延滞金を徴収する。
2. 車輦代金がオークション開催日より 14 日以内に決済出来ない場合に JU 広島は JU 中商連へ落札代金遅延者として報告する。

第7章 契約の解除

第38条《契約の解除》

1.落札店は、落札車輛について下記の事由が存することが判明したときは、催告を要せず契約を解除することができる。

登録書類の全部または一部が所定の期限までにJU広島に提出されなかったとき

落札車輛が出品申込書の記載と相違したものでJU広島が認めたもの

落札車輛について法的問題が存する為に完全な所有権の移転ができないとき

落札車輛が災害車、接合車であることが判明したとき

メーター改ざん（交換を含む）車輛であることが判明したとき

その他、落札車輛に重大な欠陥があるとJU広島が認めたとき

2.オークション当日の売買契約の解除（買い間違い、売り間違い）

オークション当日に限り（当該車輛のセリ終了後2時間以内、但し、オークション終了後1時間以内）に限り互いに相手方に対してペナルティ5万円を支払って当該車輛の売買契約を解除する事ができる。

商談成約車については原則として売買契約の解除はできません。

第39条《契約の解除とJU広島の責任》

JU広島は、前条による契約の解除によって当事者に生じる損害につき一切損害賠償の責任を負担しない。

第40条《契約解除と手数料の返還》

JU広島は、契約が解除された場合にも、出品店に対し出品手数料、成約手数料を返還しない。

第8章 紛争の処理

第41条《仲裁》

第38条の規程による契約解除または代金減額請求について、落札店と出品店との間で協定がつかない場合には、JU広島が仲裁の裁定を下し決定する。

上記の場合には、当事者はJU広島の仲裁裁定に無条件でしたがわなければならない。

第42条《免責》

1.オークション開催について、やむを得ない事情により、セリが不能となったときは、会員に取引上の損害が生じても、JU広島は免責されるものとします。

2.天災地変により、会員の商品車に損害を生じた場合も、前項と同様とします。

出品・落札規程

第1条《出品店の車輛整備義務》

車輛を出品するに際しては、エンドユーザーの立場に立って車輛の点検整備を実施しなければなりません。

第2条《出品店の誠実義務》

出品店は、車輛の出品に際しては出品車輛の車歴、仕様、品質、瑕疵の程度等を誠実に申告しなければなりません。

第3条《出品車輛条件》

出品車輛は、下記の基準に適合したものでなければならぬものとします。ただし、JU 広島が出品を認めた車輛についてはこの限りでは有りません。

- (1) 一般走行、安全走行ができる車輛であること
- (2) 譲渡書類が完備し（自倍責保険含む）、書類規程に充足するものであること
- (3) 原則として自社名義の車輛であること
- (4) 出品票に虚偽の申告、誤記入、記入洩れがなく正確に記載されていること
- (5) 燃料を10リットル以上補給してあること
- (6) スペアタイヤ、ジャッキ、ホイールレンチがついていること
- (7) 法的、金銭的に抵触事項のない車輛であること
- (8) オークション当日に限り、開催日の翌月までの検査期限の車輛について落札店側より抹消の依頼があった場合は、出品店にて抹消登録の書類を提出して頂くこととする。

第4条《出品票記入方法》

出品店はオークション出品に際し、出品票に下記の事項を正確に記載しなければならない。

- (1) 会員 No、会員名、スタート価格、希望価格の記入
- (2) 年式、車名、形状、グレード
- (3) 車歴（自家用、レンタカー、営業車、教習車、その他特殊用途車）
- (4) 型式、車台番号、排気量
- (5) 車検有効期限、登録ナンバー
- (6) 走行不明車には「 」を付ける。出品票注意事項欄には走行不明車と記入し、出品票走行欄には積算走行距離計の表示している走行距離を記入する。
- (7) メーター改ざん車「*」を付ける。出品票注意事項欄にはメーター改ざん車と記入する出品票走行欄には積算走行距離計の表示している走行距離を記入する。

- (8) メーター交換車「\$」付ける。認証、指定工場でメーター交換された事を証する書面がある車輛は出品票注意事項欄にメーター交換車、交換日、交換時の走行距離を記入し出品票走行欄には交換前、交換後の合算した走行距離を記入する。
- (9) 外装色（カラーNoを明記）色替車の場合は色替えと記入
- (10) 燃料（ガソリン、軽油、LPG、天然ガスCNG、等）
- (11) シフト（フロア5、フロアAT、コラムAT、ダッシュAT等）
- (12) 冷房（AC、WAC、AAC、クーラー等）
- (13) 乗車定員（バンにおいて、二人乗り、三人乗りは記入）
- (14) 機関、機構上の不具合、欠品部品、規格外品装着等
- (15) 修復箇所
- (16) 輸入車の輸入区分【ディ・ラ・・並行車の別】は明記のこと（年式、型式は車検証の通り記入し、モデル年式も記入すること、ないものは不明とみなす）
- (17) レスオプション
- (18) 改造車は改造内容（車検証のコピーがあれば車内に掲示）
- (19) 保証書がある場合は丸印をつける。（車内には積込まず他の書類と一緒に提出すること）
- (20) 検査のない場合、登録ナンバーを記入しないこと

第5条《出品停止》

JU 広島が下記に示す車輛と判断した場合には出品を停止します。

- (1) 所有権の移転について法的問題のある車輛（盗難車等）
- (2) 接合車（ニコイチ）
- (3) 車検有効期限内であるのにナンバー及び封印がない車輛（軽自動車を除く）
- (4) その他出品車輛としてふさわしくないとJU 広島が判断した車輛

第6条《出品車輛の価格調整》

価格調整は、オークション当日、調整室において出品店自らコンダクターに申し出て行います。なお、出品店が不在の場合は、出品店から申し出のあった希望価格の6万円下まではコンダクターの権限で落札処理をすることができるものとします。

第7条《当日の売買契約の解除（買い間違い、売り間違い）》

オークション当日（当該車輛のセリ終了後2時間以内、但し、オークション終了後は1時間以内）に限り互いに相手方に対してペナルティ5万円を支払って当該車輛の売買契約を解除することができる。

出品店が売買契約を解除する場合は成約料、落札料は出品店負担とし、落札店が売買契約を解除する場合は成約料、落札料は落札店の負担とします。

上記いずれの場合も出品料は出品店の負担とします。

商談成約車については売買契約の解除をすることは出来ません。

第 8 条《落札店の車輛確認義務》

出品車輛を購入する場合、十分な下見をして落札し、更に落札後もクレーム申告内に現車と車輛状態との相違がないことを再度確認しなければなりません。当日受付けクレームについてはオークション終了後 30 分以内とします。

第 9 条《商談成約車》

流札車輛を購入希望する者は、設置された所定の用紙に必要事項を記入のうえ、商談の申し込みをして下さい。商談価格は最終応札に普通車 3 万円、軽自動車 2 万円、最終応札価格 20 万円以下 1 万円、LPC コーナー 1 万円プラスした価格とし、落札店が記入した希望価格を出品店が了承し出品店及び落札店がその用紙にサインをした時に成約があったものとしします。

また、受付けは競り終了後 5 分以内、最終応札者を優先します。その後は先着順とし、第 7 条の解除はできないものとしします。

第 10 条《クレーム申告期限》

落札車輛に不具合、記載相違が存する場合は、オークション開催日を含め 7 日以内(翌週の水曜日正午まで)に JU 広島へ申告するものとしします。

ただし、JU 広島が認めた、止も得ない事情による申告の遅れはこの限りではありません。なお、詳細についてはクレーム規定に定めてあります。

検査規程

1. 評価点判定基準

- 1) S点《初年度登録経過月数 12 ヶ月まで、走行 10,000 k m未満のもの。》
 - * 内装評価 a 以上
 - * ほとんど無キズ、無補修であるもの。
- 2) 6点《初年度登録経過月数 36 ヶ月まで、走行 30,000 k m未満のもの。》
 - * 内装評価 a 以上
 - * ほとんど無キズ、無補修で加修の必要がなくエンジン足回りが良好であること。
- 3) 5点《走行 50,000 k m未満のもの》
 - * 内装評価 a 以上
 - * 目立たないキズ、ヘコミがあるが内外装ともほとんど加修の必要がなくエンジンおよび足回りが良好であること。
- 4) 4.5点《走行 100,000 k m未満のもの》
 - * 内装評価 b 以上
 - * 内外装とも軽微な補修をする事により5点に準ずるもの。
- 5) 4点《走行 150,000 k m未満のもの》
 - * 内装評価 c 以上
 - * 目立つキズ、ヘコミ、サビ、焦げ、破れが少々あり、加修が必要と思われるもの。
- 6) 3.5点
 - * 内装評価 d 以上
 - * 大小の钣金や加修を必要とする箇所が数ヶ所あるもの。
 - * コアサポート、リアフェンダー、サイドシル、エンドパネル等の溶接交換車輛。
 - * 多数の焦げ穴、破れ等があるもの。
- 7) 3点
 - * 内装評価 e 以上
 - * 全補修、交換、張り替えを必要とするもの。
- 8) 2点
 - * 商品価値の低いもの、粗悪車。
- 9) 1点
 - * 冠水歴車、消火剤散布歴跡。
- 10) R点
 - * 修復歴車。

11) RA 点

- * 軽微な修復歴車。

12) X 点

- * 特殊車輛等の評価の困難なもの。

2. 内装評価表示記号 (a ~ e 5 段階)

a ランク

- * 加修の必要性がない、または必要性の低いもの、(目立たない小さな破れ、軽い焦げ、または簡単に取れる汚れ等が数ヶ所あるもの。)

b ランク

- * 軽微な加修を必要とするもの、(破れ、焦げ穴、擦れ、ビス穴が数ヶ所、ダッシュボードのウキがあるもの。)

c ランク

- * 加修を必要とするもの、または不具合内容が商品価値を下げるもの、(破れ、焦げ穴、擦れ、目立つビス穴、ダッシュボードのウキ、ひび割れ等が多数あり全体に汚れがあるもの。)

d ランク

- * 大きな加修を必要とするもの、(多数の焦げ穴、破れ等、ダッシュボードの変形したもの。)

e ランク

- * 全体に大きな加修を必要とするもの、(ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや加工跡、内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはヘタリ等、室内に強い異臭があるもの。)

3. 修復車

- * フレーム(メンバー)・インナーパネル・ピラー・ダッシュパネル・ルーフパネル・フロントフロア・センターフロア・リアフロア・タイヤハウス等の部位を破損、交換あるいは修正、補修したもの。
- * コアサポートを交換したもの・修正機跡があるもの。
- * トラックの荷台フロアが著しく破損したもの。
- * 荷物の積み下ろしと思われる場合は除く

4. 現状事故車(リサイクル車)

- * 車輛が著しく破損したもので無修復のもの。

5. 冠水車

- * 水没などにより、エンジン・ミッション・電気系統に水害を受けた自動車。

- * 室内が水、泥等につかったもの。

6. 接合車（出品不可）

- * 2台の車輛を接合し1台にしたもの。

7. 特記事項

- * 下回り等の単純打ち上げは修復車とならない。
- * エンジンメンバー、トラック荷台等ボルト締めで交換できるものが破損の場合。修復車としない。ただし、状態が著しく悪いものはその限りではない。
- * コアサポート・第一メンバーより前およびインサイドパネル取り付け部分の軽微な曲がり、Pハゲ・Fフェンダー取り付けステ - のインサイドパネル側、ねじ部分の歪が軽微なものは修復歴としない。

クレーム規程

第1章総則

第1条《本規程の目的》

売買当事者双方は、JU 広島オートオークションにおいて発生する紛争について理解と協力をもってこれにあたり、紛争を円満に解決するよう務めるものとします。

第2条《クレーム防止義務》

1. 出品店は車輛を出品するにあたりエンドユーザーの立場に立って車輛の点検整備を行い、クレーム発生を事前に防止する努力をするものとします。
2. 出品店は、出品車輛の車歴・仕様・品質・瑕疵の程度等必要事項を誠実に申告するものとします。
3. リモコンスイッチ、キーレスカード等、容易に車外へ持ち出せる部品および保証書（メーカー発行のものに限る）は出品店で保管し、成約後に登録書類等と一緒に事務局へ提出してください。前記部品を車内で紛失してもJU 広島は一切の責任を負いません。

第3条《クレーム期間及び申し立て・処理》

1. 落札車輛についてクレームの申し立てをする場合は必ずJU 広島を通して行うものとします。
2. クレーム受付期間はオークション開催日を含め7日以内で最終日の正午迄とします。
出品店への連絡は受付後すみやかに行うものとしますが、電話連絡等がつかない場合は、ついた時点で、出品店への受け付けとします。（最終日が休日の場合は翌日の正午まで）
但し、落札店が遠方の会員（北海道、沖縄、東北、関東一部地域、JU 広島が認めた場合）については速やかな搬出で到着しない場合は成約車輛到着日の翌日までとする。
3. クレームは1台の車輛について1回のみとします。ただし、当日受け付けのクレームは除く。（当日受け付けのクレームはオークション終了後30分以内）
4. メーカーの保証で対応できるクレームについてはメーカーに対して行うものとします。
また、保証書の名義変更手数料を要する場合は、これを落札店負担とします。
5. クレームの申し立ての為に係る費用（ディーラー見積等）については、落札店負担とします。

第4条《クレーム処理基準》

1. クレームの処理は、中古部品供給、相応の価格値引きをもって解決する事を基本としますが、契約の解除をもって処理する場合があります。
2. 標準装備欠品未申告のクレームは当日限りとする。**（セールスポイント欄に記入された物の機能不良はクレームを受け付けず。）**
但し、後商談成約車輛・修理費（部品）2万円以下の物は受け付けず。

- 3.シートカバーを装着し、シートが破損又は社外（車種違）シートの場合は当日限り。
- 4.未申告による悪臭、異臭の有るものは当日限りとする。
- 5.スベアタイヤ、ジャッキ、ホイールレンチの欠品未申告は当日限りとする。（別紙参照）
- 6.シートベルト、ヘッドレスト、ミラー、ハンドルは社外品でもよい。欠品の場合は当日限りとする。
- 7.修復歴車と判明した場合のクレームは7日以内とする。
- 8.規格外項目（形態及び状態）の未申告によるクレームは7日以内とする。
（但し、車検に差し支えがないものは受付けない）
- 9.色替の未申告によるクレーム（低額車は除く）は7日以内とする。（同系色の色替えは除く）
- 10.オーディオ、PW、SR、電動ミラー、オートカーテン等の不良は当日限りとし、登録3年未満の車輛とする。
- 11.パワーシート、ナビ、TV（本体）の不良は7日以内とし「登録5年、走行6万km」未満の車輛とする。
- 12.エアコン（コンプレッサ、IPボローター等）、ダイナモ、セルモーターの不良は7日以内とし「登録5年・走行6万km未満」の車輛とする。
- 13.積算計の不良は7日以内とし、キャンセル対象車輛とする。但し、キャンセルペナルティ加修費等の費用は発生しない。（オドメーターの補機類の故障も同様とする。）
- 14.エンジン、ミッション、デフ、ターボ、PSの不良は7日以内としディーラー診断（見積書）を基本とする。ただし、JU広島が認めた場合はこの限りでない。
- 15.ショック（特殊坂・ショックは除く）ワッシャー、触媒の不良は当日限りとし、登録3年未満とする。
- 16.ドライブシャフトの不良は7日以内とする。但し、登録5年、走行6万km未満の車輛（開催中含む）
- 17.特殊サス（エアサス、アクティブサス等）の不良は7日以内とする。但し、登録5年、走行6万km未満とする。
- 18.出品票（シフト・AC・PS・PW・ターボ）の有無の書き間違いのクレームは7日以内とする。
- 19.型式・排気量の書き間違いのクレームは書類発送後7日以内とする。
- 20.燃料の書き間違いは型式を優先とします。但し、状況によりJU広島が判断します。
- 21.ドア枚数・形状・AWの書き間違いは当日限りとする。
- 22.年式・グレード違いはJU広島より書類発送後7日以内とする。尚、年式・グレード・型式・排気量違いは、無条件キャンセルを基本とする。但し、落札店が特別に認め（出品店と合意が出来た）場合に限り、値引対応も可とする。キャンセルの場合キャンセルペナルティは年式違いの場合に発生する。グレード違いの場合キャンセルペナルティは発生しない。陸送費は出品店負担とする。（加修費は認めない）
- 23.存在しないグレード記入の場合には出品票記入間違い扱いとします。
- 24.レンタカー等車歴違い及び未申告の場合は書類発送後7日以内とする。
- 25.乗車定員の書き間違いによるクレームは書類発送後7日以内とする。

- 26.車検有効期限の記入間違いは書類発送後7日以内とする。また、車検付車輛が抹消されていた場合及び有効期限が6ヶ月以上短い場合にはキャンセルできる。
- 27.保証書有無の誤記入クレームは書類発送後7日以内とする。クレーム処理については下記の通りとする。
- A. 初年度登録から5年未満、走行10万km未満の場合、落札店は 又は を選択する。
ペナルティ 5万円 キャンセル
- B. 初年度登録から5年を経過又は走行10万km以上の場合
出品店は落札店にペナルティ2万円を支払う。(キャンセルはできない)
- 28.名義変更前に前ユーザーに対し迷惑行為(駐禁・スピード違反等)をした場合ペナルティ3万円+JU 広島が認めた実費を請求致します。
- 29.ワンオーナー車で出品票に記入して有る場合で、その事実と相違した場合は以下の通りとする。(クレーム受け付けは書類発送後7日以内とする。)
- A. キャンセルする場合・・・陸送費+加修費+JU 広島手数料
- B. キャンセルしない場合・・・ペナルティ5万円の徴収。
- 30.ミッション乗替え(AT MT)が未記入で改造申請を伴うものは書類発送後30日以内とする。
- 31.ターボ及び燃料噴射ポンプはエンジンに含まない。(クレームは一般部品と同じ扱い)
- 32.登録遅れ等、製造年と初年度登録日が6ヶ月以上違う場合には申告義務とする。申告がない場合のクレームは書類発送後7日以内とし、原則として無条件キャンセルとする。
- 33.事故等でのエアバック・シートベルトプリテンショナーの作動は明記してください、記入無き場合は欠品扱いとしてクレームとなります。

第5条《非クレーム対象基準》

- 1.オークション落札自動車が再販売(同一会場又は他会場で競りにかけた場合を含む)されたとき。但し、年式・グレード等書類と合致しない場合は書類発送後7日以内は受け付ける。
上記でキャンセルの場合にはペナルティは発生しない。
- 2.クレーム申し立て前又は、申し立て中に加修、修理をしたとき。
- 3.内外装の傷、凹み、損傷。
- 4.商談落札車輛。(但し、エンジン・デフ・ミッションの不良及び年式、グレード等は受け付ける)
- 5.修復歴車輛。(但し、エンジン・デフ・ミッションの不良及び年式、グレード等は受け付ける)
- 6.クレーム代金が(部品)2万円以下のもの。
- 7.落札代金が20万円以下のもの。(但し、当日に限りエンジン、デフ、ミッション、未申告の修復車、出品票(シフト・AC・PS・PW・ターボ)の有無の書き間違いは受け付ける。)
- 8.外車(逆輸入車含む)は当日を含め一切のクレームを受け付けない。(エンジン、デフ、ミッション含む)
但し次のA~Eは受け付ける。
 - A. エンジン、デフ、ミッションに異常がある場合(7日以内)

- B. 未申告の修復車（7日以内）
 - C. 年式、グレードの相違（書類発送後7日以内）
 - D. 出品票装備有無の誤記入（当日のみ）
 - E. セールスポイント欄記入でその装置が不良の場合。
- 9.改造車（但し、未申告の修復車については、7日以内は受付ける。）
- 10.走行 10 万 km・走行不明・改ざん車・評価点が 2 点以下・初年度より 8 年経過した車輛。
但し、未申告の修復車、エンジン、デフ、ミッションの不良は7日以内は受付ける。年式、グレード等は書類発送後 7 日以内は受付ける。尚、エンジン、デフ、ミッションのクレーム値引きの場合、上限を 5 万円とする。
11. 8 ナンバー登録車の装備に関するクレーム。
- 12 日本国外に持ち出された車輛。
- 13.自動車 No x 法に基づく No x 基準法に適合、非適合のクレーム。
- 14.同一車輛で 2 回目以降のクレーム。（当日受付分・盗難車、メーター巻き戻し等の重要項目は除く）
- 15 コーシヨンプレートの欠品（開催中も含む）
- 16.現状事故車コーナー 出品車のセールスポイント、装備品欄の記入。
尚、セールスポイント、装備品欄の記入に付いてはJU 広島にて削除させていただきます。

第 2 章 契約の解除

第 6 条 《契約の解除》

- 1.落札店は落札車輛について下記の事由が存する事が判明した時は契約を解除する事が出来る。
書類の全部又は一部が所定の期限までに JU 広島に提出されなかったとき。
落札車輛が出品申込書の記載と相違したもので JU 広島が認めたもの。
落札車輛について法的問題が存するため完全な所有権移転が出来ないとき。
落札車輛が接合車、災害車である事が判明したとき。
メーター改ざん（交換を含む）車輛で有ることが判明したとき。
その他、落札車輛に重大な欠陥があると JU 広島が認めたとき。
- 2.当日の売買契約の解除（買い間違い・売り間違い）
オークション当日に限り（当該車輛のセリ終了後 2 時間以内、但し、オークション終了後 1 時間以内）に限り互いに相手方に対してペナルティ 5 万円を支払って当該車輛の売買契約を解除する事ができる。
但し、商談成約車については売買契約の解除はできません。

第7条《法的問題車と契約解除》

落札車輛について盗難、車台番号改ざん等により、完全な所有権移転が出来ない車輛である事が判明した場合には落札店は催告を要せず直ちに契約を解除する事が出来ます。

第8条《接合車・災害車と契約解除》

- 1.落札車輛が接合車又は災害車である事が判明した場合に落札店は開催日から6ヶ月に限り契約の解除をする事が出来ます。
- 2.消火器の散布跡車輛である事が判明した場合に落札店は開催日から1ヶ月に限り契約の解除をする事が出来ます。

第9条《メーター改ざん車輛と契約解除》

- 1.メーター改ざん車『*』(アスタリクスマーク)の出品票付記について

過去の点検記録簿、走行管理システムなどによって走行メーターが巻き戻されている事が確認できる車輛を『改ざん車』とする。但し、『メーター交換車』は除く。

出品申込書には過去の点検記録簿、走行管理システムなどで判明した改ざん前の走行距離を備考欄などに記載し『改ざん車』と明記する。

- 2.メーター交換車『\$』(ドルマーク)の出品票付記について。

メーター交換につき、認証・指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車輛を「メーター交換車」とする。

上記の書面にはメーター交換を行った日付、交換前の走行距離が記載されていることが必要になる。

中古メーターへの交換の場合も認証。指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿など客観的に証明できる書面があり、日付、交換前距離のほか交換時の中古メーター表示走行距離記載もされていることが必要となる。

出品申込書には備考欄にメーター交換を行なった日付、交換前の走行距離などを記載し「メーター交換車」と明記し出品票走行欄には交換前、交換後の合算した走行距離を記入し「\$」を付する。尚、中古メーターの交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離も記載する。

但し、下記の場合はクレーム(クレーム期間、書類発送後7日間)対応します。

(ア)保証書、記録簿等(客観的に証明できるもの)が紛失し交換履歴が証明できない場合はキャンセルを基本とする。

但し、落札店が特別に認め「出品店と合意が出来た」場合に限り値引き対応も可とする。

(イ)キャンセルの場合はノーペナキャンセルとし落札店までの陸送費、加修費、諸費用の負担あり《販売後の販売利益は含まない》

- 3.走行不明車『』(シャープマーク)の出品票付記について。

上記「改ざん車」「メーター交換車」以外で記録が無く、推定できる根拠が無い車輛を「走行不明車」とする。

但し、後日メーター改ざんが判明した場合はクレーム受理する。

上記のクレーム処理はキャンセルを条件とし、ペナルティは発生しない。また、陸送費・加修費・オークション諸経費等は落札者負担とする。

4. タコグラフ装着車の取り扱い

車輛総重量 8 トン以上もしくは最大積載量 5 トン以上の車輛

(ア) 上記の場合は新車時の装着車として走行距離は実走行扱いとする。

(イ) 出品申込書の走行記入欄には現在の走行距離を記入する。

(ウ) 注意事項欄に『タコグラフ装着車』と明記する。

車輛重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満の車輛

1. 上記の車輛は新車時より装着されていた事を証明する書面が無い場合は走行不明扱いとする。

2. 出品申込書の走行記入欄には現在の走行距離を記入し、注意事項欄に『タコグラフ装着車』と明記し『*』記号を入れる。

5 クレーム受付期間

クレーム期間：6 ヶ月又は 180 日（1 ヶ月を 30 日と計算する）

書類から判明：1 ヶ月又は 30 日

(ア) 書類から判明した場合の起算日は『書類発送日』よりとする。

(イ) 書類から判明した場合の『書類』とは車両取引に関して授受される書類全て。

（車両に付随している目視確認できる物も含む。但し、オイル交換等のシール等は除く）

ペナルティ：会場を複数跨った場合、他会場で発生したペナルティ金額の累積請求はしない。

第 10 条《記載事項相違と契約解除》

落札車輛が下記の点について出品申込書の記載と相違しているときには、落札店はそれぞれ別紙明細書の期限欄記載の期日に限り契約を解約する事ができる。

【重大クレーム一覧表】

クレーム内容	契約解除期限	ペナルティ	損害賠償の基準
盗難車等所有権の移転に法的問題のある車輛	無期限	10 万円	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額 加修費

クレーム内容	契約解除期限	ペナルティ	損害賠償の基準
接合車 冠水車	開催日から 6ヶ月	10万円	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額 加修費
メーター改ざん（交換を含む）	開催日から 6ヶ月又は180日 （1ヶ月を30日 と計算する。）	5万円	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額・加修費 転売後の実費（販売利益は 含まない）
メーター改ざん 《【 】シャープマーク付》	開催日から 3ヶ月	無し	落札代金 その他費用は認めない
記載事項相違 年式・グレード・型式・排気量違 いは、無条件キャンセルを基本と する。但し、落札店が特別に認め （出品店と合意が出来た）場合に 限り値引対応も可とする。			
1 年式相違 * 値引きの場合は最高 15%迄とす る。	書類発送後 7日以内	3万円	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額 加修費 転売後の費用は含まない
2 グレード・型式・排気量相違 * 値引きの基準（目安） 「週刊オークション情報」(プロト) 「U カープライスブック」(日刊自 動車新聞・リクルート)等の直近 オークション相場差額を参考	書類発送後 7日以内	無し	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額 転売後の費用は含まない
3 準・限定・パッケージ車の グレード違い * 上記 1・2・3 はその車輛に存在 しない場合は記入間違い処理と する。	書類発送後 7日以内	無し	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額 転売後の費用は含まない
エンジンの相違（ターボなし等） シフト相違（記入間違い） PS・AC 相違（未装備）	開催日から 7日以内	無し	落札代金 落札店迄の往復の陸送費 落札手数料相当額

書類規程

1.書類の完備

- 1) 譲渡書類は、全国いずれの陸運支局又は検査登録事務所でも登録可能な書類が完備しているものでなければなりません。【尚、印略・原略等の特定地域のみ有効な書類は、原則として受け付けしないものとします。】
- 2) 譲渡書類のうち印鑑証明、委任状等の書類有効期限は、開催日の翌月末以上でなければなりません。又、予備検査証の有効期限も同様とします。
(尚、住民票・登記簿謄本・抄本等の有効期限は発行日より3ヶ月間とします。)
- 3) 出品店は、譲渡書類一式を開催日より7日以内にJU広島事務局へ到着するように送るか又は直接事務局へ届けてください。
- 4) 年度内に車検が切れる場合は、継続検査用納税証明、自動車税還付請求権譲渡書の添付が必要となります。

2.書類受付・時間について

- 1) 書類課への書類の到着が月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までのものは当日受付とします、午後5時以降のものについては翌日の受付となります。
尚、土、日曜日の書類の受付は行いませんのでご注意ください。

* 金曜日午後5時以降に到着した書類は、翌週の月曜日の受付となります。

3.書類送付

- 1) 書類の落札店への送付は、原則として代金精算日(振込み確認日)の翌日の発送とします。

4.書類不備

- 1) 登録に必要な書類及び自動車損害賠償責任保険証が無いものは「書類不備」とします。尚、自動車損害賠償責任保険の譲渡証は原則として添付するものとします。
- 2) 倒産およびダブル移転や死亡相続書類等、地域により取扱いが異なるものは、原則として受け付けませんので、必ず自社名義にして出品してください。
- 3) 出品票の車検有効期限記入欄に有効期限の記入があり書類期限より車検有効期限が短い場合は、納税証明書およびマークシート等、継続車検に必要な書類を添付してください。添付の無い場合は遅延ペナルティもしくは早期名変ペナルティの対象となります。
- 4) 車検切れの場合は抹消して出品してください。出品票にナンバーを記入され成約した時に抹消の場合は事務局へ確認をとり抹消してください。
- 5) 書類の有効期限が規程期限未満の車輛については原則として受け付けません。ただし、落札店の承諾が得られたものに限り受け付けます。この場合、早期名変ペナルティとして出品店は2万円を落札店に支払うものとします。
- 6) 書類到着後、不備の場合は着払いにて返送致します。

7) 出品票の所定欄に名変期日指定の記入があるもの(但し、事務局到着日より20日以上あること、それより短い期日は無効)については成約時に落札店の承諾が得られたものとして受け付けます。

但し、その記入期限に相違がある場合(短い場合)は、早期ペナルティの対象又はキャンセルとなります。

5.書類遅延ペナルティ

- 1) 出品車の譲渡書類の到着がAA開催日(木)を含め9日間、翌週金曜日の午後5:00を越えた場合は、ペナルティ1万1千円を課します。それ以降1日につき1千円の追加ペナルティを加算しますのでご注意ください。【書類の一部不備による遅延も同様に扱う】
- 2) JU広島が定めた長期休暇をはさんだ場合の到着期限はその都度明示します。
- 3) 金曜日が祝日の場合は、翌日とします。
- 4) 納税証明(継続検査用)等、継続検査に必要な書類の遅延ペナルティ(7日間、1万円、以降1日1,000円)については落札店からの催告日より起算するものとする。
- 5) 譲渡書類が落札店に到着後に不足が発覚した場合の遅延ペナルティ(7日間、1万円、以降1日1,000円)については落札店からJU広島へ催告のあった日より起算するものとする。
- 6) 譲渡書類が落札店に到着後に不備が発覚し、そのために差替を要する場合の遅延ペナルティについては、差替書類をJU広島に提出した日より起算(7日間、1万円、以降1日1,000円)するものとする。

6.差替手数料

- 1) 譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ等による差替えについては、3万円の差替えペナルティとします。但し、3万円以上の場合はJU広島事務局の裁定により実費とし、JU広島が落札店に請求し出品店に支払うものとします。又、差替え後の書類の有効期限は差替日より約1ヶ月を目安とします。
- 2) 書類有効期限が規程期限(開催日の翌月末以上)未満のものについて、落札店が承諾後、有効期限を失効した場合も差替手数料を出品店に支払うものとします。
- 3) 差替はすべてJU広島を通じ、依頼するものとします。尚、これに違背した場合は差替ペナルティの他に迷惑料を課すものとします。

7.自動車税

- 1) 同一県内については、開催日の**当月まで**は出品店の負担とし、**翌月以降**の自動車税は落札店の負担とする。
- 2) 軽自動車の自動車税はオークション開催年度分を**出品店負担**とする。又、年度末(3月)に開催されるオークションでの翌年度の軽自動車税は落札店の負担とする。
- 3) **自動車税相当額の預託**
成約車輛がナンバー付きの場合は県内、県外落札に関わらず、落札店から自動車税の年度残額相当分をJU広島が預かり、登録結果により精算いたします。ただし3月開催分は翌年度(12ヶ月)分となります。

4) 預託金の精算

オークション開催月までは出品店の負担、翌月分以降は落札店の負担とし精算は次のようになります。

移転登録・・・還付金請求権譲渡書（以下『還付書類』という）の有無に関わらず、出品店へ精算。（但し、3月開催で同月内移転登録の場合は落札店へ全額返金）

抹消登録・・・還付書類が有れば、出品店へ精算。

（但し、3月開催で同月内移転登録の場合は落札店へ全額返金）

抹消登録・・・還付書類が無ければ、抹消登録月により次表のように配分。

	開催月	翌月	翌々月
出品店	0	1ヶ月	2ヶ月
落札店	預託金全額	預託金 - 1ヶ月	預託金 - 2ヶ月

5) 移転登録の自動車税

還付書類がなく移転登録後、同年度内に抹消登録した場合においては、落札店からの申し出により還付金相当分を再度精算いたします。

但し、抹消登録した月の翌月5日までに、JU 広島へ抹消登録を明らかにする書類を提出していただく事が必要となります。

6) 納税証明書の取扱いについて

納税証明書の提出

納税証明証は納税されていることを証するものとして譲渡書類に添付されるべきですが、実際に必要なのは継続検査を受ける時に限られます。従って、譲渡書類に納税証明書がない場合も書類不備にはいたしません。同年度内に車検が切れる車輦については出品店にて継続検査用納税証明書を用意していただくものとします。

継続検査用納税証明書の請求

譲渡書類等に継続検査用納税証明書の添付がなく、継続検査に必要となった場合、落札店はJU 広島を経由して出品店に請求することができる。出品店は請求のあった日から7日以内にJU 広島に提出していただくものとし、万一提出が遅れた場合はペナルティーが課せられます。なお、ペナルティーは自動車検査証の有効期間が満了する日の1ヶ月前受付分とし、請求のあった日から7日以内に提出がない場合は1万円、以降1日ごとに1千円づつ加算することとします。

車検有効期限の短い車輦について

車検有効期限が翌月末に満たない車輦についても移転登録で出品することが可能ですが、名義変更の期限よりも車検の有効期限の方が短い場合については継続用納税証明書を必ず提出するものとし、提出のない場合は書類不備の扱いに致します。

7) 自動車税還付請求権譲渡書の扱い

月割り計算をすることで、納税（還付権利）者の変更があると考え、ナンバー付の車輦は自動車税還付請求権譲渡書（新所有者が還付できる）を提出していただきます。ただし、譲渡書類の提出時に自動車税還付請求権譲渡書の添付がない場合も、後日精算させていただきますことを前提に受付いたします。

8.名義変更

- 1) 名義変更は開催日の翌月末迄に完了し、名義変更完了日より5日以内に送付してください。尚、車検証の写しに書類送付案内状を必ず添付して下さい。

*** FAXにて送信される場合は、必ず名義変更コピーに送り状を添付し到着の有無を確認して下さい。それ以外は不着扱いとします。**

- 2) ナンバー付車輛（軽自動車に限る）は名義変更保証料1万円をJU広島が預かります。
(普通車は名義変更保証料1万円の預りを廃止いたします。)

9.名義変更遅延

- 1) JU広島は開催日の翌々月の5日迄に名義変更の結果報告（名変コピーの到着）が無い場合は、JU広島にて現在証明等を確認し現在証明手数料3千円を落札店に請求します。
- 2) JU広島は開催日の翌月末までに登録手続きが完了しなかった場合は、「登録手続き遅延ペナルティー」を落札店に請求し、出品店に支払うものとします。（ペナルティー2万円を課します、それ以降1日につき1千円の追加ペナルティーを加算しますのでご注意ください。）
尚、差し替え時の名義変更遅延ペナルティーは、譲渡書類の有効期限の失効（書き損じ等）による差し替え依頼があった時点までとし、それ以降は、差し替えペナルティーのみとする。
- 3) 書類期限付の落札車輛の名義変更がその期日より遅れた場合には、遅延ペナルティ対象となります。落札店は、落札車輛について、オークション開催月の翌月末日迄に移転登録または抹消登録を完了するものとし、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU広島に提出するものとする。

10.書類の遅延及び紛失によるキャンセル

- 1) 出品店より事務局へ譲渡書類一式の到着が開催日より15日以上遅延した場合及び出品店による書類紛失があった場合、落札店はキャンセル可能とし「キャンセルペナルティ」を出品店が落札店に支払うこととする。

キャンセルペナルティ = 3万円 + 実費（販売利益は含まない）

11.書類再交付（紛失）

- 1) 書類再交付は必ずJU広島を通じ、依頼するものとします。
- 2) 書類再交付に際しては「ペナルティ」を出品店に支払うものとします。

車検証及び譲渡書類一式・・・・・・・・・・3万円+実費

抹消書類の紛失・・・・・・・・・・原則として受付けない

自動車損害賠償責任保険証の再交付は出来ません。

12. 抵当権について

- 1) 抵当権設定車または差し押さえ等の事実が成約後判明した場合は、すべて出品店の責任で解除しなければなりません。

13. 保証書の取扱い

- 1) 新車整備手帳付であること、保証書欄に新車販売店ディーラーのゴム印・シール貼付けのあるもの。

14. その他

- 1) 名義変更前の車輛運行による交通違反等が発覚した場合は、迷惑料として 3 万円を落札店に請求し、それを出品店に支払います。
- 2) 書類期限（開催日の翌月末）について、末日が土、日祝日の場合はその前日までとする。

【書類規程一覧表】

1.書類有効期限	開催日より翌月末以上	出品票記入有効 * 事務局到着後 20 日以上有る事
2.書類遅延ペナルティ	* 翌週の金曜日を越えた場合ペナルティ 11,000 円 * 上記以降 1 日につき 1,000 円の加算	完備しないものは全て不備扱い (自賠償も不備扱い)
3.書類差替ペナルティ	* 1 件 3 万円又は実費	* 記入ミス(書き損じ)もペナルティ発生
4.書類遅延(紛失)によるキャンセル	* 開催日より 15 日以上遅延した場合キャンセル可能 * キャンセルペナルティ 3 万円 + 実費 (販売利益含まず)	実費 = 陸送費、加修費用

5.名変遅延ペナルティ	* 開催日の翌月末迄に未名変(2万円、以降1日1千円)	名変預かり保証金 《没収》
6.書類再交付	* 車検証及び譲渡書類一式(3万円) * 抹消謄本	* 自賠償の再交付なし * 原則として受付けない
7.その他	* 名変前の交通違反等(迷惑料3万円)	* 早期名変手数料(2万円)

別添表

手数料一覧表

セリ順	コーナー	出品料	成約料	落札料	備考欄
1	L P C	3,000	7,000	6,000	R点車含む
2	軽自動車	5,500	7,000	6,000	R点を除く
3	バン・トラ	(小)6,500 (中)8,000 (大)10,000	7,000	6,000	R点車含む全て当コーナーとする。但し、軽自動車・LPC・現状・冠水は除く
4	ディーラー	6,000	7,000	6,000	
5	ルーキー	5,500	7,000	6,000	
6	プレミアム	5,500	7,000	6,000	
7	グリーン	6,500	7,000	6,000	
8	リフレッシュ	8,000	7,000	6,000	R点車輻のみ
9	現状事故車	8,000	7,000	6,000	
10	当日	5,000	7,000	6,000	R点車含む

LPC コーナー出品料

流札車《1回目無料、2回目以降 3,000 円》

成約車《出品料 3,000 円、但し、10 万円以上 6,500 円 R 点車は 8,000 円》

各コーナーより R 点車輻はリフレッシュコーナーへ廻します
(但し、LPC、当日コーナーは除く)

各コーナーよりバン・トラックはバン・トラコーナーへ廻します。

記念オークションの場合、各コーナー1,000 円増とします。

ナンバープレート付成約車は、別途成約料 2,000 円増となります。

走行距離に関するクレーム基準について変更いたしました。

平成 21 年 10 月 1 日

オークション規定集の主な改訂部分

出品・落札規程

第3条《出品車輛条件》 第8項(9ページ) 平成18年10月、追加

第4条《出品票記入方法》第6、7、8項(9ページ) 平成20年 8月、追加、変更

第5章 出品・落札 第28条《車輛の搬出》2項、4項(6ページ)平成19年5月、改訂

検査規定

評価点判定基準。内装補助評価(12、13ページ)平成20年1月、改訂

クレーム規程

第2章、9条 4項タコグラフ装着車の取り扱い。(20.ページ)平成20年1月、追加

JU 広島、即落サポート運用規約

1.基本的仕組み

JU 広島即落サポートシステムとは JU 広島オートオークションで売り買いが成立しなかった出品車輛を、JU 入札ネット、アイオーク社の一発落札に売り切り価格を設定し掲載、売り買いする制度を言う。

やむを得ず出品登録の取消しまたは即落価格を変更する場合は、JU 広島事務局へ必ず連絡をし、取消し、変更の確認をしなければならない。受付は JU 広島事務局営業日、午前 9 時～午後 5 時までとし、日曜日又は JU 広島事務局休業日は取消し、変更は受けけない。

但し、やむを得ず出品取消し、価格変更をする場合は確定までにタイムラグが 30 分程度あるため、取消し変更できない場合もあります。

2.掲載期間と手数料

掲載期間	手数料	
木曜日の午後 8 時から、 翌、月曜日の午後 5 時まで。 以降は自動的に消去されます。	出品料	無料
	成約料	12,000 円税別
	落札料	各ネット会社の落札料に準ずる

3.出品条件

JU 広島オートオークションに出品し、流札した車輛で次開催に出品が確定している車輛。

但し、成約車輛、搬出された車輛、再出品の際に価格以外の訂正が必要な車輛は出品できません。

4.出品方法

掲載受け付け期限は土曜日午後 5 時まで。

E キヤスト画面上からの受付。

JU 広島会場窓口受付。(受け付け窓口にて専用用紙に記入し提出してください。)

JU 広島会場より FAX 送信する出品受付用紙を FAX 返送にて出品受付できます。

【 但し、電話・口頭での受付は不可】

5.落札方法

JU 入札ネット会員番号とパスワードで落札できます。

JU 即落、落札通知書を FAX 致しますのでご確認ください。

車輛代金などの明細は FAX にてお送りする落札通知書にてお願いします。

6.落札車輛の搬出

搬出は原則として入金後搬出とする。但し、JU 広島が認めたものは、この限りではない。

搬出期限

- ◆ 掲載終了日を含む 5 日間とする。
- ◆ 搬出期限を過ぎたものは搬出遅延ペナルティ対象となります。

7.クレーム

クレーム受付期間は掲載終了日を含む 5 日間とする。(金曜日午後 5 時までとする。)

クレーム申告の方法は JU 広島へ電話にて行うものとします。

運用ルールについては商談落札車輛と同様とします。

クレーム期間延長は認めない。

出品店 / 落札店の都合による一方的キャンセルは成約、落札日の JU 広島事務局翌営業日の午後 5 時までに申し出る事とする。但し、搬出後の落札店都合によるキャンセルは認めない。

【 キャンセル費用は、ペナルティ 5 万円・全手数料・陸走代等とする。】

8.譲渡書類、名義変更、自動車税の取り扱い

前開催のオークション規約に準ずる。

9.注意事項

JU 即落サポートシステムに出品された車輛に関しての二重売りが発生した場合、出品店の責任となります。

JU 即落サポートシステム出品申込み時の設定価格に違いがあった車輛が成約した場合、出品店の責任となります。

JU 即落サポートシステム出品車の下見サービスは行っていません。

事務局での各種受け付けは時間外、および日曜日などの事務局休日は受付できません。

事務局の営業時間の都合により、JU 即落サポートシステム成約通知書、落札通知書などの FAX 送付が遅れる場合がございます、予めご了承お願い致します。

事務局営業時間外に落札された場合は、翌事務局営業日以降の入金確認後の搬出となります。

JU 即落サポートシステムの掲載中止を行っても、次開催への再出品の取り消しはできません。

車輛代の精算は次開催の『精算書』に掲載させて頂きます。尚、入金頂いた車輛代につきましては、預かり金として次開催の『精算書』発行まで預らせて頂きます。